

## 平成 21 年度地方消費者行政活性化交付金交付要綱

### (通則)

第 1 平成 21 年度地方消費者行政活性化交付金（平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）に計上された「地方消費者行政活性化交付金」をいう。以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 この交付金は、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の造成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

### (交付先)

第 3 交付金は、内閣総理大臣が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

### (交付対象経費)

第 4 交付金は、平成 21 年 7 月 1 日付府国生第 703 号内閣府国民生活局長通知の別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 21 年 7 月 1 日一部改正。以下「運営要領」という。）に基づいて都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第 5 交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額の合計額（ただし、円未満は切り捨てるものとする。）と、運営要領第 3（1）に定める別添の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額とする。ただし、この場合において算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$(1) \text{人口割分 } 110 \text{ 億円} \times \frac{\text{都道府県}i\text{の人口} \times \alpha_i \times \beta_i}{\sum (\text{都道府県}i\text{の人口} \times \alpha_i \times \beta_i)}$$

(2) 内閣総理大臣が必要と認めた額

①  $\alpha_i$  : 都道府県  $i$  の消費生活相談員（常勤職員を除く）の処遇改善の取組を示す乗率。以下のア、イについて、表に該当する  $\alpha_i$  のいずれか高い方の値とする。

ア 地方消費者行政活性化のための“集中育成・強化期間”（平成 21 年 3 月 5 日～平成 23 年度末。以下同じ。）内に都道府県<sub>i</sub>が取り組む消費生活相談員（常勤職員を除く）の報酬向上率

イ “集中育成・強化期間”における都道府県<sub>i</sub>の消費生活相談員（常勤職員を除く）の報酬額、もしくは報酬額見込み（日額換算）

②  $\beta_i$ ：都道府県<sub>i</sub>の管内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）全体の消費生活相談員（常勤職員を除く）の処遇改善の取組を示す乗率。管内の市町村<sub>i</sub>の乗率（ $\gamma_i$ ）を次の算式によって算定した乗率の人口シェアによる加重平均値。

$$\beta_i = \sum \frac{\text{当該都道府県の市町村}i\text{の人口}}{\text{当該都道府県の人口}} \times \gamma_i$$

③  $\gamma_i$ ：都道府県<sub>i</sub>の管内の市町村<sub>i</sub>の消費生活相談員（常勤職員を除く）の処遇改善の取組を示す乗率。以下のウ、エについて、表に該当する $\gamma_i$ のいずれか高い方の値とする。

ウ 地方消費者行政活性化のための“集中育成・強化期間”内に都道府県<sub>i</sub>の管内の市町村<sub>i</sub>が取り組む消費生活相談員（常勤職員を除く）の報酬向上率

エ “集中育成・強化期間”における市町村<sub>i</sub>の消費生活相談員（常勤職員を除く）の報酬額、もしくは報酬額見込み（日額換算）

表：相談員の処遇改善の取組と対応する乗率

	報酬向上率	報酬額、報酬額見込み (日額換算)	乗率 $\alpha_i$ 、 $\gamma_i$
A	マイナス	8,000 円未満	0. 5
B	0 %	8,000 円以上 10,000 円未満	0. 8
C	0. 1 %以上 5 %未満	10,000 円以上 15,000 円未満	1. 0
D	5 %以上 10 %未満	15,000 円以上 20,000 円未満	1. 5
E	10 %以上 20 %未満	20,000 円以上	2. 0
F	20 %以上	—	2. 5

(注 1) 報酬額は、1 日当たり 8 時間勤務に換算した値とする。社会保険料（雇用主負担分）、費用弁償（交通費）、時間外勤務手当は含まない。

(注 2) 報酬向上率は、平成 20 年度末の報酬額と交付申請時における 21～23 年度末のいずれかの報酬額見込みとの比較とする。

(注 3) 報酬額見込みは、交付申請時に地方公共団体が計画した値とする。

(注 4) 報酬体系が複数存在する場合は、適用している消費生活相談員（常勤職員を除く）の数及び勤務日数・時間による加重平均値を算出することとする。

(注 5) 消費生活相談員（常勤職員を除く）を配置していない市町村については、 $\gamma_i$ は 0. 8 とする。

(注6) 平成 20 年度末時点で、消費生活相談員（常勤職員を除く）を配置していないが、平成 21 年度以降に新たに配置する市町村については、 $\gamma_i$ は 1.5 とする。

(注7) 報酬向上率は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、報酬額及び報酬額見込みは、1 円未満を切り捨てた値とする。

(交付申請)

第 6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式 1）に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に申請するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 7 内閣総理大臣は、第 6 の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式 2）により、都道府県知事に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 基金造成の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 基金の造成を中止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 基金の造成が予定期間内に完了しない場合又は基金の造成が困難となった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 基金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と基金造成に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 3 による調書を作成し、これを基金造成の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施の状況に関する報告を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金（交付金により造成した部分。以下「交付金相当分」という。）を活用して行われる消費者行政活性化のための事業（以下「活性化事業」という。）の終了後には、基金（交付金相当分）の残余额を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記の他、基金の管理、運用、取崩し、活性化事業の実施、精算手続については、運営要領の定めによるものとする。

(実績報告)

第9 この交付金の事業実績報告は、基金造成後速やかに又は別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書を内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定及び返還)

第10 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(是正のための措置)

第11 内閣総理大臣は、第9の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(その他)

第12 特別の事情により、第5、第6及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○殿

都道府県知事 ○○ ○○

平成 21 年度地方消費者行政活性化交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算 (見込み) 書抄本
  - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

### 基金造成経費所要額調書

基金造成に要する経費の支出予定額 (A)	第5により算出された合計額 (B)	交付金所要額 (AとBを比較して少ない方の額)
円	円 (内閣府記入欄)	円 (内閣府記入欄)

(注) 平成21年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載する。

#### 基金造成に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 消費生活センター等設置、増設、拡充	円
2. 消費生活相談員養成・レベルアップ	円
3. 消費生活相談窓口高度化	円
4. その他の消費者行政活性化のための提案事業	円

(注1) (交付金の算定方法) 第5(2)の算定の際の参考とする。

(注2) 運営要領第3(1)の別添を参考に、

1. については、1. 消費生活センター機能強化事業、2. 消費生活相談スタートアップ事業、6. 広域的消費生活相談機能強化事業、11. 一元的相談窓口緊急整備事業、
2. については、3. 消費生活相談員養成事業、4. 消費生活相談員等レベルアップ事業、
3. については、5. 消費生活相談窓口高度化事業、7. 食品表示・安全機能強化事業、9. 商品テスト強化事業、10. 地方苦情処理委員会活性化事業、
4. については、8. 消費者教育・啓発活性化事業、12. 消費者行政活性化オリジナル事業、への活用を念頭に置いた経費として区分し、記載するものとする。

交付要綱第5の乗率の積算

$\alpha_i$  : 都道府県 $i$ の消費生活相談員の処遇改善の取組

①平成20年度末の報酬水準	②“集中育成・強化期間”内の報酬額（上段）、もしくは報酬額見込みと対応する $\alpha_i$ の値（下段）	③報酬向上率（%）（上段）と対応する $\alpha_i$ の値（下段）	④ ②と③の $\alpha_i$ のいずれか高い方

$\beta_i$  : 都道府県 $i$ の管内の市町村の消費生活相談員の処遇改善の取組

自治体名	自治体コード	①平成20年度末の報酬額	②“集中育成・強化期間”内の報酬額、もしくは報酬額見込み（上段）と対応する $\gamma_i$ の値（下段）	③報酬向上率（%）（上段）と対応する $\gamma_i$ の値（下段）	④ ②と③の $\gamma_i$ のいずれか高い方	⑤ 人口（人）

$\beta_i$

(注1) 報酬額は、1日当たり8時間勤務に換算した値とする。社会保険料（雇用主負担分）、費用弁償（交通費）、時間外勤務手当は含まない。

(注2) 報酬向上率は、平成20年度末の報酬額と交付申請時における21～23年度末のいずれかの報酬額見込みとの比較とする。

(注3) 報酬額見込みは、交付申請時に地方公共団体が計画した値とする。

(注4) 報酬体系が複数存在する場合は、適用している消費生活相談員（常勤職員を除く）の数及び勤務日数・時間による加重平均値を算出することとする。

(注5) 消費生活相談員（常勤職員を除く）を配置していない市町村については、 $\gamma_i$ は0.8とする。

(注6) 平成20年度末時点で、相談員（常勤職員を除く）を配置していないが、平成21年度以降に新たに配置する市町村については、 $\gamma_i$ は1.5とする。

(注7) 報酬向上率は、小数点以下第2位を四捨五入し、報酬額及び報酬額見込みは、1円未満を切り捨てた値とする。

(注8) 管内の市町村数については、交付申請時のものとする。自治体コード欄はコードの番号順に記載すること。

(別紙2)

基金造成計画書

基金の 保有区分	保管予定額	備考
	円	
合計額		

- (注) 1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利率等を記載すること。  
3. 平成21年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載すること。



(別紙様式2)

内閣府発第 号

平成21年度地方消費者行政活性化交付金交付決定通知書

〇〇(都道府)県知事 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇号で申請のあった平成21年度地方消費者行政活性化交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

印

1. 交付金の交付の対象となる経費は、平成21年7月1日付内閣府発国生第702号内閣府事務次官通知の別紙「平成21年度地方消費者行政活性化交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)第4に定める経費である。
  2. 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 交付金の額 金 円
3. この交付金は、交付要綱第8に掲げる事項を条件として交付するものである。
  4. 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第9に定めるところにより行わなければならない。
  5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(別紙様式3)

平成21年度地方消費者行政活性化交付金調書

平成21年度 内閣府所管

国		都道府県								備考
歳出 予算 科目	交付決 定額	歳入			歳出					
		科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付 金相 当額	支出済 額	うち交 付金相 当額	

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあたっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 平成21年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙様式4)

第 号  
平成〇年〇月〇日

内閣総理大臣 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 21 年度地方消費者行政活性化交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
  - (3) その他参考となる書類

(別紙1)

基金造成経費精算書

基金造成に要する経費 の実支出額 (A)  円	第5により算出された 合計額 (B)  円	交付金所要額(AとBを 比較して少ない方の額) (C)  円	交付決定額 (D)  円	交付金受入額 (E)  円

(注) 平成21年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載すること。

(別紙2)

基金造成事業実施状況報告書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	備考
		円	
合計額			

(注)平成21年度地方消費者行政活性化交付金により造成する基金に相当する部分について記載すること。